

○河北郡市広域事務組合管理職員等の範囲を定める規則

制定	平成16年3月1日	規則第5号
改正	平成17年4月1日	規則第6号
	平成18年4月1日	規則第5号
	平成19年3月30日	規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、同法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第2条 この組合に勤務する職員のうち管理職員等は、次のとおりとする。

局長、会計管理者、次長、課長、所長、課長補佐、室長、館長

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。